

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（386）」

2. 日時：平成28年7月15日 14時00分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、江寄安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部部長 他16名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム担当

中国電力株式会社：管財部門 マネージャー（耐震建築） 他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

＜原子炉本体基礎の復元力特性について＞

○高度化の目的と効果について、安全設計の観点から、「安全上のデメリットがあるため、見直しが必要」との表現へ見直すよう検討すること。

○せん断スケルトンカーブの第二折れ点が評価可能であるとする、既往の理論式が何かを明確にして説明すること。

○RPVペDESTALの復元力特性の評価方法に係る論点整理において、記載の文章を適正化し説明すること。

○既往試験の概要における、鉛直力の加力方法について、上下動による復元力特性への影響が小さいことを前提として設定した趣旨が伝わるよう説明すること。

- 柏崎刈羽6号機及び7号機のRPVペDESTALの構造や形状等の違いが、復元力特性の検討上無視できることを説明すること。

<下位クラス施設への波及的影響の検討について>

- 基本方針の全体抽出フロー図を示し説明すること。
- プラント運転状態による評価対象の考え方について、定検時に除外する下位クラス設備の妥当性について説明すること。
- 追加考慮すべき事象の検討については、新潟県中越沖地震による液状化等で被災したB, Cクラス施設の有無を含めて整理し説明すること。
- 周辺斜面崩壊の抽出において、どの施設のどんな機能へ波及的影響が考えられ、想定する地震動を作用させて影響がないことを確認する方針なのかを、敷地全体を網羅的に調査していることがわかるように整理した上で説明すること。
- 将来設置される施設・設備の抽出方法および影響評価方針を説明すること。
- 屋外施設の地盤の不等沈下による影響評価結果について、屋外施設の詳細な設置状況（可搬型設備建屋接続口を含む）および不等沈下しないとした結果およびプロセスを説明すること。

- (2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉地震による損傷の防止について（補足説明資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉地震による損傷の防止について（補足説明資料）（平成28年7月4日提出資料と同じ）